

平成30年度「石狩市防災会議（書面会議）」委員からの意見及び反映状況

委員名	所属・役職	ページ	旧	新	反映可否
梶山委員	小樽海上保安部長	V-12	6. <u>避難</u> 防止に対する意識の高揚	6. <u>海難</u> 防止に対する意識の高揚	反映
米田委員	札幌道路事務所長	IV-4	冬期間における市民の安全な生活・交通の確保を図るため、道路管理者は次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。	冬期間における市民の安全な生活・交通の確保を図るため、道路管理者は、 <u>必要に応じて</u> 次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。	反映
		IV-7	<u>緊急</u> 除雪体制を <u>確立し</u> 、各所管道路の除排雪を実施し、道路交通の確保に努める。	除雪体制を <u>強化して</u> 各所管道路の除排雪を実施し、道路交通の確保に努める。	反映
梅本委員	札幌建設管理部当別出張所	I-40	(気象警報等の伝達系統図) 札幌建設管理部	(気象警報等の伝達系統図) 札幌建設管理部 <u>事業課</u>	反映
合田委員	北海道石狩振興局保健行政室長	I-9	石狩振興局保健環境部（江別保健所）	石狩振興局保健環境部 <u>保健行政室</u> （江別保健所）	反映
		I-72	2. 石狩振興局保健環境部（江別保健所）	2. 石狩振興局保健環境部 <u>保健行政室</u> （江別保健所）	反映
		I-83	被災地の防疫は、本部長が知事の指導指示に基づき実施する。	被災地の防疫は、本部長が知事の指導 <u>及び</u> 指示に基づき実施する。	反映
		I-83	検病調査及び健康診断は、道の編成する検病調査班により実施されるが、市は関係機関と緊密な連携のもとに防疫情報の早期把握に努める。 なお、この場合の実施要領は、次のとおりである。	検病調査及び健康診断は、道の編成する検病調査班により実施されるが、市は関係機関と緊密な連携のもとに防疫情報の早期把握に努める。 <u>また、市は被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班を編成する（1班をおおむね、衛生技術者1名・事務職員1名・作業員2～3名とする）。</u> なお、この場合の実施要領は、次のとおりである。	反映
		V-8	11. 石狩振興局保健環境部（江別保健所）	11. 石狩振興局保健環境部 <u>保健行政室</u> （江別保健所）	反映
高井委員	石狩消防署長	I-23	<u>要救助被災者</u> の救助・救出活動を実施	<u>要救助者</u> の救助・救出活動を実施	反映
		I-65	<u>救助力</u> が不足すると判断した場合	<u>消防力</u> が不足すると判断した場合	反映
		I-65	<u>災害のため救出・救助を要する者が生じた場合は、石狩消防署等は救助隊を編成し、救助に当たるものとする。</u> <u>本部長は、必要に応じ災对本部内に救助隊を編成し、石狩消防署等と連携の上、出動することを指示する。ただし、災对本部が設置されない場合においても、市長は必要に応じて出動させることができる。</u>	石狩消防署等は「石狩北部地区消防事務組合消防計画」に基づき、 <u>速やかに救助隊を編成し、救助に当たるものとする。</u>	反映
		I-72	(情報提供) 5 救護活動の協力要請について、「別紙：北海道医療計画」と整合性をご確認願います。	(別紙のとおり)	反映
		II-15	2. 消防サイレン (石狩消防署・第3・第4・第6 <u>・各分団</u>)	2. 消防サイレン (石狩消防署・第3 <u>分団</u> ・第4 <u>分団</u> ・第6 <u>分団</u>)	反映